

生食発 0627 第 4 号
4 輸国第 1252 号
令和 4 年 6 月 27 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部
改正について

我が国から香港向けに輸出する牛肉および家きん肉については、「農林水産物
及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務
大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 HK-A1「香港向け輸出牛肉の取
扱要綱」及び別紙 HK-A2-2「香港向け輸出家きん肉の取扱要綱」に基づき取り扱
われているところです。

今般、両要綱について、衛生証明書の様式を変更するほか、下記のとおり、所
要の改正を行い、令和 4 年 7 月 1 日から施行することとしましたので、御了知の
上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙 HK-A1 について下記の改正を行ったこと。
 - (1) 別紙様式 7-2 の食肉衛生証明書様式を変更した。
 - (2) 別紙様式 7-2 の食肉衛生証明書に押印等する地方主管当局等の公印を不要とした。

- 2 別紙 HK-A2-2 について下記の改正を行ったこと。
別紙様式 6-2 の食肉衛生証明書様式を変更した。